

加古川市斎場整備運営事業

募集要領

令和7年2月5日

加古川市

用語の定義

名称	解説
市	加古川市をいう。
選定委員会	本事業を履行するための民間事業者を選定するために、市により選定された学識経験者等により構成される「加古川市斎場整備運営事業者選定委員会」のことをいう。
提案事業者	本事業の募集に対し、火葬炉設備整備、稼働準備、運営、維持補修の各業務の全部又は一部を行う能力を有した単独企業、或いは複数の企業で構成されたグループをいう。
優先交渉権者	選定委員会が定める審査基準に基づき、提出された提案事業者の提案のうち最も優秀として市により選定された提案事業者をいう。
選定事業者	本事業を実施する者として市が契約した優先交渉権者をいう。
構成企業	提案事業者及び選定事業者を構成する企業をいう。
協力企業	提案事業者及び選定事業者から業務を受託或いは請負うことを予定している企業をいう。
火葬炉維持管理企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉の保守管理を担当する者をいう。
火葬炉運転企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する者をいう。
運営企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する者をいう。
モニタリング	選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。
ライフサイクル・コスト (LCC、Life Cycle Cost)	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要となるコストをいう。
リスク (Risk)	事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由により損失が発生する可能性をいう。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担することをいう。「公共と民間事業者、各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する。」ことを原則として設定する。
募集要領等	提案事業者を募集するために市が発行する予定の、募集要領、要求水準書、審査基準書、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、事業契約を構成する各契約書（案）その他募集要領の内容を補足するために提示する全ての資料をいう。
事業契約	基本協定、指定管理基本協定、設計施工請負契約を個別又は包括していう。
事業契約書	事業契約に係る各契約書、協定書、募集要領を包括していう。

目 次

1.	募集要領の位置づけ	- 1 -
2.	本事業の概要	- 2 -
2.1.	事業概要.....	- 2 -
(1)	事業の名称	- 2 -
(2)	事業の対象となる公共施設の名称.....	- 2 -
(3)	事業場所.....	- 2 -
(4)	公共施設の管理者の名称.....	- 2 -
2.2.	事業の目的.....	- 2 -
2.3.	事業方式.....	- 2 -
2.4.	事業契約.....	- 3 -
(1)	事業契約の概要	- 3 -
(2)	事業契約の協議	- 3 -
(3)	事業契約の不締結に対する措置.....	- 3 -
2.5.	業務に関する事項.....	- 4 -
(1)	業務構成とこれに係る事業契約.....	- 4 -
(2)	市による業績の監視（モニタリング）	- 4 -
(3)	事業終了時の措置.....	- 5 -
2.6.	事業期間.....	- 5 -
2.7.	選定事業者の収入.....	- 6 -
(1)	請負料.....	- 6 -
(2)	指定管理料	- 7 -
(3)	物品販売等による代金	- 7 -
(4)	市の収入に関する特記事項.....	- 7 -
2.8.	事業条件.....	- 8 -
(1)	公共施設等の概要.....	- 8 -
(2)	関連する事業.....	- 8 -
(3)	遵守すべき法令及び許認可等	- 8 -
(4)	事業実施基本方針.....	- 8 -
3.	公募参加者に必要な資格に関する事項.....	- 11 -
3.1.	提案事業者	- 11 -
(1)	提案事業者の構成.....	- 11 -
(2)	構成企業の変更	- 11 -
(3)	代表企業の変更	- 11 -

3.2.	参加資格要件	- 11 -
(1)	構成企業となる者に共通する要件	- 11 -
(2)	火葬炉設備整備業務を行う者の要件	- 12 -
(3)	運営業務を行う者の要件.....	- 13 -
3.3.	参加資格の取扱い.....	- 14 -
3.4.	その他参加資格に関する留意事項	- 14 -
(1)	暴力団の排除に関する事項.....	- 14 -
4.	公募手続きに関する事項.....	- 16 -
4.1.	選定方式.....	- 16 -
4.2.	事業者の選定方法.....	- 16 -
(1)	第一次審査	- 16 -
(2)	第二次審査	- 16 -
4.3.	公募スケジュール.....	- 17 -
4.4.	公募手続等.....	- 17 -
(1)	第一次審査に関する質問の受付及び回答	- 17 -
(2)	第一次審査書類の提出	- 17 -
(3)	第一次審査結果の通知	- 18 -
(4)	第二次審査に関する質問の受付及び回答	- 18 -
(5)	参加の辞退	- 19 -
(6)	第二次審査書類の提出	- 19 -
(7)	プレゼンテーション及びヒアリング	- 19 -
(8)	資料の閲覧	- 20 -
4.5.	公募への参加に関する留意事項.....	- 20 -
(1)	公正な公募の確保.....	- 20 -
(2)	公募参加に伴う費用負担.....	- 20 -
(3)	公募提案書類作成要領	- 20 -
(4)	公募のとりやめ等.....	- 20 -
(5)	参加の無効	- 21 -
(6)	提案価格の算定方法.....	- 21 -
4.6.	提案上限額.....	- 21 -
5.	民間事業者の選定に関する事項.....	- 22 -
5.1.	選定委員会の設置及び審査	- 22 -
5.2.	結果の通知及び公表	- 22 -
5.3.	提出書類の概要.....	- 22 -
(1)	提出書類の内容	- 22 -
(2)	提出書類の取扱	- 22 -

5.4.	事業契約に関する事項.....	- 23 -
(1)	基本協定の締結	- 23 -
(2)	設計施工請負契約の仮契約の締結	- 23 -
(3)	事業契約に係る議会の議決	- 23 -
(4)	事業契約を締結しない場合	- 23 -
(5)	契約保証金	- 23 -
(6)	契約に伴う費用負担.....	- 23 -
(7)	指定管理における協定の締結	- 23 -
5.5.	その他	- 24 -
(1)	事業の継続が困難となった場合の措置.....	- 24 -
(2)	現場確認	- 24 -
(3)	情報公開及び情報提供	- 24 -
(4)	提出先・問合せ先.....	- 24 -
(5)	その他.....	- 24 -

1. 募集要領の位置づけ

この募集要領は、加古川市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に準じ、加古川市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該グループの構成員全員の総称とする。）を公募型プロポーザル方式により募集（以下「公募」という。）及び選定するにあたり、本事業及び公募に係る条件を提示するものである。

募集要領に合わせ公表する次の資料を含め、「募集要領等」と定義する。公募参加者は、募集要領等の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

- 要求水準書
- 審査基準書
- 様式集及び記載要領
- 事業契約書
 - 基本協定書（案）
 - 設計施工請負契約書（案）
 - 指定管理基本協定書（案）

なお、募集要領等の内容と、公表済みの実施方針の内容に相違のある場合は、募集要領等の内容を優先するものとする。

募集要領等に記載がない事項等については、募集要領等に対する質問・回答によるものとし、公募参加者はこれらを踏まえ、公募に必要な手続きを行うこととする。

2. 本事業の概要

2.1. 事業概要

(1) 事業の名称

加古川市斎場整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

加古川市斎場

(3) 事業場所

加古川市上荘町白沢 2 5 9 番地の 2 7

(4) 公共施設の管理者の名称

加古川市長 岡田 康裕

2.2. 事業の目的

現在加古川市が所有している火葬場「加古川市斎場（以下「本斎場」という。）」は、昭和 61 年に竣工後、現在において 38 年が経過しており、ますます火葬炉の老朽化が懸念され、また維持補修・修繕にかかる費用の高止まりや、今後見込まれる火葬需要増加への対応等の課題を抱えている。

これら課題への対応、また本斎場における長期にわたる公共サービスのあるべき姿、費用やリスクその他関連する事項を総合的に検討した結果、施設運営の安定効果、ライフサイクルコストの縮減効果及び燃焼・環境性能の向上等が期待できることから、市は本斎場の更新にあたり民間活力の活用を行うことが適切であると判断している。

以上を踏まえ、本事業は、既存火葬炉設備の撤去及び再整備（更新）及び令和 9 年度から 15 年間の、維持管理・補修・修繕並びに斎場全般の運営を DBO (Design Build Operate) 方式で行うものとし、本事業の実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2.3. 事業方式

本事業は、公共施設の管理者である市が、民間事業者と締結する本事業に係る、基本協定、設計施工請負契約、指定管理基本協定、（以下、個別に又は総称して「事業契約」という。）に従い、民間事業者が施設の設計・建設から維持管理・運営までを一体で行う DBO 方式で実施する。

なお、市は、維持管理・運営にあたっては、本斎場を地方自治法第 244 条第 1 項に定める公の施設と位置づけ、民間事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として指定する予定である。

2.4. 事業契約

(1) 事業契約の概要

本事業で想定する事業契約は次に示すものとする。なお、事業契約の内容は、別に示す「事業契約書（案）」による。

表 1 事業契約の概要

事業契約	概要
基本協定	市は選定事業者との間で、本事業の包括的な事項を定めた基本協定を締結する。
設計施工請負契約	基本協定に定めるところにより、市と選定事業者は「設計施工請負契約」の仮契約を締結する。本契約は、設計施工請負契約に関する市議会による議決を得た後に締結するものとし、市は仮契約の締結後、市議会に提出する予定である。 なお、同仮契約の締結後、市議会の議決が得られず契約締結が行えない場合、それまでに要した市及び選定事業者の費用は、各自の負担とする。選定事業者は、設計施工請負契約の締結にあたり、「加古川市財務規則（昭和 44 年 5 月 31 日規則第 13 号）」第 99 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を付さなければならない。
(指定管理者の指定) 指定管理基本協定	本斎場は、「地方自治法（昭和 22 年(1947 年)4 月 17 日法律第 67 号）」第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けられ、選定事業者のうち運営企業を、市議会の議決を経て、同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。 なお、市議会の議決が得られず、指定管理者の指定が行えない場合は、設計施工請負契約に要する費用は同契約の内容が完了することを前提として市が負担し、その他それまでに要した市及び選定事業者の費用は、各自の負担とする。 市が選定事業者を指定管理者として指定する場合、「加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年 9 月 30 日条例第 26 号）」第 7 条に基づき、当該条文に示される指定管理基本協定を締結する。

(2) 事業契約の協議

市と優先交渉権者は、事業契約の締結に向け、契約内容の協議を行うものとする。なお、契約内容の協議は、仕様を含む契約書等案の詳細内容の調整協議を行うものであり、募集要領等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は次点者と協議を行う。

(3) 事業契約の不締結に対する措置

議会の議決に付す請負契約及び指定管理者の指定にあたり、議会の議決を得られなかったことにより生じる優先交渉権者への損害に対し、市は一切の責めを負わないものとする。

2.5. 業務に関する事項

(1) 業務構成とこれに係る事業契約

選定事業者が行う業務構成及び事業契約のうちこれらの実務内容に関する契約は次のとおりとする。なお業務の詳細は「要求水準書」に示す。

表 2 業務構成とこれに係る事業契約

業務構成			事業契約	
業務名	業務内訳	業務内容	種別	契約期間
火葬炉設備整備業務	火葬炉設計業務	事前調査業務	設計施工 請負契約	本契約締結 ～ 令和11年 12月28日
		設計業務		
	火葬炉建設業務	火葬炉建設業務		
	各種申請等業務	各種申請等業務		
運営業務	庶務業務	出納、帳票等の管理業務	(指定管理者 の指定) 指定管理 基本協定 (指定管理 年度協定)	令和9年 4月1日 ～ 令和24年 3月31日
		斎場改善業務		
		燃料等の調達及び管理業務		
	受付等業務	斎場受付案内業務		
		斎場の使用許可に関する業務		
		斎場の施設使用料の徴収業務		
	火葬業務	火葬実施業務		
		残骨灰処理業務		
	飲食物販サービス等 運営業務	喫茶・売店の運営及び自動販売機 の設置業務		
		日常の給茶のサービス等業務		
維持補修 業務	維持 管理 業務	建築物保守管理業務	(指定管理 基本協定) (指定管理 年度協定)	令和9年 4月1日 ～ 令和24年 3月31日
		自家用工作物保守点検業務		
		消防設備保守点検業務		
		空調設備保守点検業務		
		汚水浄化設備保守点検業務		
		自動ドア保守点検業務		
		空気清浄機保守点検業務		
		地下タンク点検業務		
		火葬設備保守管理業務		
		環境衛生管理業務		
	植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務			
	清掃業務	日常清掃業務		
		年間清掃業務		
	警備業務	機械警備業務		
その他の 維持管理業務	備品等管理業務			
	残骨灰及び集塵灰の管理業務			
補修・修繕業務	火葬炉設備補修・修繕業務			
	その他施設の補修・修繕業務			
稼働準備 業務	稼働準備業務	稼働準備業務		

(2) 市による業績の監視（モニタリング）

市は、本事業の業績の監視（以下「モニタリング」という。）を行い、各事業契約書及び業務要求水準書に定められた性能を満たしていないことが判明した場合、各業務

の履行に対して市から選定事業者に改善を求めることができる。選定事業者は適正な改善要求に応じるものとする。

(3) 事業終了時の措置

選定事業者は、事業期間中の維持補修及び運營業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時においても、本斎場を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

なお、「加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年9月30日条例第26号）」第11条に基づく、指定管理者による指定期間が満了する際の公の施設の原状回復義務に関しては、指定管理の停止が生じた場合、又は本事業の事業期間完了時とする。

2.6. 事業期間

本事業の事業期間は、設計施工請負契約の本契約締結日から令和24年3月31日までとする。

表3 事業スケジュール（予定）

時期（予定）	内 容	
	火葬炉設備整備業務	稼働準備業務 運營業務 維持補修業務
令和7年7月下旬	基本協定の締結	
令和7年8月上旬	設計施工請負契約の仮契約	
令和7年10月中旬	設計施工請負契約に係る市議会の議決後、本契約	
	火葬炉設計業務	
令和8年12月		指定管理者の指定に係る市議会の議決・指定
令和9年1月～ 令和9年3月31日		指定管理基本協定の締結 指定管理の引継ぎ
令和9年4月1日		指定管理の開始
令和9年4月～ 令和11年12月28日	火葬炉建設業務	
令和24年3月		指定管理期間終了

項目		R 6				R 7				R 8				R 9				R 10				R 11				R 12			
		2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
本事業	火葬炉設置・撤去	事業者選定 (DBO)				火葬炉設計				火葬炉建設				★ 工事完了															
	火葬炉補修									火葬炉の維持補修				(R24.3まで)															
	斎場運営									斎場の運営																			
関連事業	施設設計					入札 施設設計																							
	施設建設									入札 施設建設				★ 工事完了															

図 1.1-1 契約等の締結プロセス

2.7. 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりとする。

(1) 請負料

市は、火葬炉設備整備業務に対して、事業期間中にあらかじめ定めた額を、設計施工請負契約書に基づき、選定事業者へ支払う。

火葬炉設計・建設業務の支払い条件として設計・建設に関する支払いのうち、前金払及び部分払に関する事項については、次の表4の通りとする。なお、選定事業者が部分払を選択した場合、設計施工請負契約の期間中に、市は部分使用検査、出来高検査及び竣工検査を行い、中間前金払を選択した場合、設計施工請負契約の期間中に、市は中間前金を支払う為の認定を必要な時期に行うものとし、年度毎の出来高検査を行う。

表 4 請負料の支払い条件

業務名	支払い条件
火葬炉設計業務	前払金なし、完成払1回（設計業務の完了後）
火葬炉建設業務	<p>【前払金】 各年度1回 各年度の工期が90日以上で前払金を受けた場合、中間前金払あり。 前払金の額は、各年度の出来高予定額又は支払い限度額の10分の4以内とし、中間前払金については各年度の出来高予定額又は支払い限度額の10分の2以内とする。</p> <p>【部分払】 部分払いを行う場合の回数は、原則として次のとおりとする。 給付の完済又は完納までの期間 365日以上 4回に、120日増すごとに1回を加えた回数以内</p> <p>各年度の出来高は、協議による。 各年度の支払限度額は、出来高に0.9を乗じた額とする。 ※中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。なお、契約締結後の変更は認めない。 ※中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高精算に限り部分払を認める。</p>
各種申請等業務	上記に含むものとし、別途支払いは行わない。

(2) 指定管理料

本事業の維持補修業務及び運営業務に関する指定管理者から提供されるサービスに対して、予め定めた条件に基づき、指定管理料を市は支払う。

なお、本斎場は「地方自治法」第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付けられ、地方自治法第225条の定めに従い、本斎場（「加古川市斎場の設置及び管理に関する条例」第2条に定める施設）の利用に係る使用料は市の収入とする。

また、残骨灰の分別及び処分は本事業内で指定管理者により適切に行われるものとするが、有価物に関しては市に引き渡さなければならない。

(3) 物品販売等による代金

自動販売機、飲食・物販等による代金は指定管理者の収入とする。

(4) 市の収入に関する特記事項

次に示すものは市の収入として取り扱われるため留意すること。

ア. 行政財産の目的外使用

市が必要と認める場合は、加古川市公有財産規則に基づき、利用者等に施設の目的外使用を許可する場合がある。行政財産の目的外使用に係る使用料等は市の収入とする。

イ. 残骨灰の有価物の取扱い

残骨灰は処理施設に運搬し、無害化処理等を実施し、残骨灰を残骨・有価物・その他残さ類に選別する。なお残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、市に引き渡すものとする。売却可能な状態とは、ホールマークの打刻や証明書の添付により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいう。市への引き渡しは年1回を原則とし、市の指示する方法により行うものとする。

2.8. 事業条件

(1) 公共施設等の概要

本斎場の立地および既存施設の概要は、次の通りである。その他詳細は要求水準書に示す。

表 5 本斎場の立地および既存施設の概要

名称	加古川市斎場（火葬場）
所在地	加古川市上荘町白沢 259 番地の 27
竣工年月	昭和 61 年 8 月
用途地域	指定なし
地域区分	市街化調整区域
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）2 階建
敷地面積	約 28,103 m ²
総建築面積	約 2,585 m ²
延床面積	約 2,325 m ²
火葬棟	・人体炉 8 基 ・胞衣炉 1 基 ・告別室 2 室 ・収骨室 3 室 ・見送りホール ・炉前ホール ・霊安室 ・コントロール室 ・集塵室 ・化粧室 ・遺品庫 ・控室 ・事務室 ・会議室 ・便所 ・光庭
待合棟	・待合ホール ・和室 4 室 ・喫茶室 ・売店 ・自動販売機コーナー ・便所 ・湯沸室 ・倉庫 ・控室
付属棟	・車庫棟（動物炉 1 基） ・ポンプ棟 ・プロパン庫 ・霊灰塔 ・自転車置場 ・庭園休憩所
外構等	・日本庭園 ・駐車場 ・屋外設置設備施設

(2) 関連する事業

本事業と並行して、本斎場建築物の改修実施設計及び建築工事を従来型発注方式で行う予定である。選定事業者は、これら実施設計及び建築工事の受注者等と協議調整のうえ事業を進めるものとする。なお、建築工事において想定している平面図案は、要求水準書の添付資料-5 建築改修工事基本設計図（案）に示す。

(3) 遵守すべき法令及び許認可等

市及び選定事業者は、本事業を実施するにあたり、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」をはじめ、必要となる関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。関係法令等の詳細は、要求水準書に示す。

(4) 事業実施基本方針

ア. 利用者の心情に寄り添う施設

本事業を行うにあたり、次に示すもの等により、故人との最後のお別れの場として、心穏やかに過ごせる施設となることを市は期待する。

- i 斎場利用者の心情に寄り添ったサービス提供を行うこと。また、市民ニーズを適切に把握し、運営業務に反映すること。

- ii 斎場利用者の心情を踏まえ、安全面の確保や騒音や振動対策を行うだけでなく、本事業において必要となる仮囲いの意匠等、稼働改修の実施に伴う影響への対処を事業者は行うこと。
- iii 周辺住民の心情を理解し、工事計画及び運営計画を立案すること。また、丁寧な管理運営及び接遇を行うこと。

イ. 長期にわたり安全かつ安定した斎場環境の構築

選定事業者により、次に示すもの等により、長期間安全かつ安定した斎場環境が構築されることを市は期待する。

- i 大規模災害等の事象においても可能な範囲において対応可能な火葬炉設備の導入と維持運営体制の構築とその計画（BCP）の策定。
- ii 長期間にわたる運営、維持補修だけでなく、その後の施設運営を見据えた火葬炉整備および維持運営方法を確立すること。
- iii 火葬炉整備期間中及び運営期間中における利用者の安全を確保すること。

ウ. 環境への配慮

次の点に留意するほか、周辺環境、地球環境に配慮された施設となる計画、維持運営に選定事業者が努めることを市は期待する。

- i 「加古川市環境配慮率先実行計画」等に基づき、市が運用する環境マネジメントシステムや管理基準の作成、グリーン購入等に協力すること。
- ii 火葬による排気、ばい煙等の排気の成分や臭気、道路騒音、その他周辺環境や自然環境に悪影響を及ぼしうる要素に対して継続的なモニタリングを行うとともに、十分な措置を行うこと。

エ. 長寿命な低コスト施設

次のような長寿命で低コストな施設となるよう、選定事業者により整備、維持運営されることを市は期待する。

- i 高耐久で長寿命、かつイニシャルコストだけでなく、ランニングコスト（運用、保全、改修等の費用）が安価であることにより、ライフサイクルコストの低減に寄与する機器・設備を導入すること。
- ii 機器更新を要した際に、既存建築物の改修を可能な限り必要としない機器・設備を導入すること。
- iii 長寿命かつライフサイクルコスト低減に資する維持管理方法の採用すること。
- iv 光熱水費の削減が可能となる運営方法を用いること。

オ. 継続的な改善の実施

次に示すもののほか、選定事業者が自ら改善するための仕組みが導入され、確実に実行されることを市は期待する。

- i 市民、利用者へのサービスの品質が継続的に改善され、また利用者満足度の高い施設となるよう、選定事業者が現状を定期的に把握し、改善を行うこと。
- ii 事業の目的と市の制度を理解し、事務手続きの改善、事務書類の効率化等を図ることにより事務の改善を行うこと。

3. 公募参加者に必要な資格に関する事項

3.1. 提案事業者

(1) 提案事業者の構成

提案事業者の構成は次の通りとする。

- i 提案事業者は、以下に示すいずれかの構成により応募することが出来る。
 - 1) 火葬炉設備整備、維持補修及び運営の各業務の全部を行う能力を有した単独企業
 - 2) 火葬炉設備整備、維持補修及び運営の業務のうち、一部の業務を行う能力を有するもののグループ（以下「応募グループ」という。）
- ii 「提案事業者」を構成する各企業を「構成企業」とする。
- iii 「構成企業」のうち、提案事業者を代表する企業を「代表企業」とする。
- iv 「代表企業」は、提案事業者を代表して、本事業における応募手続を行うものとする。また、本事業の実施において中心となって事業を推進し、問題解決を行い、責任を負う企業とする。
- v 火葬炉設備整備業務は、火葬炉設計業務及び火葬炉建設業務の整備業務全部を単独企業で実施するものとする。
- vi 運営業務は、本斎場の庶務業務や受付等業務及び火葬業務を単独企業が中心となり、指定管理者として実施するものとする。なお、維持補修業務及び稼働準備業務についても運営業務の指定管理者の業務範囲とする。

(2) 構成企業の変更

優先交渉権者の代表企業及び構成企業は、優先交渉権者の決定前後を問わず原則として変更を認めないものとする。但し、やむをえない事態と市が認めた場合、かつ市の書面による承諾を得た場合においては、代表企業以外の構成企業に限り変更は可能なものとする。

(3) 代表企業の変更

「3.1.(2)構成企業の変更」に関わらず、本事業における各事業期間の役割を考慮し、火葬炉設備整備期間及び管理運営期間の各段階において、それぞれの業務を円滑に実施するために、応募時点において応募グループ内の構成企業間で代表企業を変更する旨の提案がある場合、変更できるものとする。

3.2. 参加資格要件

提案事業者は、次の資格要件をすべて満たすものであること。

(1) 構成企業となる者に共通する要件

- i 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- ii 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがない者であること。
- iii 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立てをし、又は申し立てがなされている者でないこと
- iv 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）などの規定により更生又は再生の手続きをしている者でないこと。
- v 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- vi 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
- vii 募集要領公表日から契約締結の日までのいずれの日においても、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- viii 直近 3 事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、加古川市税に滞納が無いこと。
- ix 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- x 他の提案事業者の構成企業でないこと。
- xi 本事業に係る選定支援業務に関与した者、並びにこれらの者と資金面及び人事面において関連のない者であること。（「資金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
なお、本事業に係る市の選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号
 - ・はげのき法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4 メトロシティ築地新富町 601 号

(2) 火葬炉設備整備業務を行う者の要件

- i 参加表明書の提出期限において、令和 7～8 年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、機械器具設置工事で登録されていること。なお、令和 6 年度において入札参加資格者名簿に登録されていない者は、令和 7～8 年度入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出すること。また、優先交渉権者に決定した以降も業務期間を通じて名簿に登録されていること。なお、令和 7～8 年度の入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり実施

する。

- ・申請期間：令和7年1月6日から同年2月7日（消印有効）
- ・提出先：加古川市総務部契約検査課

- ii 機械器具設置工事において、特定建設業の許可を有すること。
- iii 参加表明書の提出期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を保有しており、かつ、その他の審査項目（社会性等）のうち雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目が、「有」又は「除外」となっていること。
- iv 一級建築士事務所の登録があること
- v 直近15年以内に官公庁発注の事業で自ら製造した火葬炉を同一施設に一括で8基以上納入・設置した実績を有している者であること。なお、直近15年以内は、参加表明書提出期限を起算日とし、実績を有している者とは、納入・設置業務を完了した者とする。
- vi 次に掲げる条件をすべて満たす技術者を配置できること。
 - 1) 管理技術者
 - ・ 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者。
 - ・ 参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。管理技術者は他の業務と兼務可とする。
 - 2) 現場代理人
 - ・ 参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。
 - 3) 監理技術者
 - ・ 建設業法上の機械器具設置工事業の監理技術者の資格を有する者。
 - ・ 参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

現場代理人及び監理技術者は、手持工事を有していない者を専任で配置すること（営業所技術者等を配置することはできない）。但し、契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（設計業務期間、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。

(3) 運營業務を行う者の要件

- i. 参加表明書提出期限において、令和7年度加古川市入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス）に登録されていること。令和6年度において入札参加資格者名簿に登録されていない者は、令和7年度入札参加資格審査申請書（物品・製造の請負・サービス）を提出すること。また、優先交渉権者

に決定した以降も業務期間を通じて名簿に登録されていること。なお、令和7年度の入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり実施する。

- ・申請期間：令和7年1月6日から同年2月7日（消印有効）
 - ・提出先：加古川市総務部契約検査課
- ii. 直近15年以内に官公庁所有の施設で自らが実施主体となり、同一施設で火葬炉8基以上の運営を行っており、かつ当該施設で1日10件以上の受入枠での運営を行った実績を有している者であること。なお、直近15年以内は、参加表明書提出期限を起算日とし、実績を有している者とは、1年以上の運営を行った者とする。

3.3. 参加資格の取扱い

- i 参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。
- ii 参加資格確認後、基本協定の締結日までの間に、代表企業が参加資格を欠くこととなった場合には失格とし、市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。
- iii 優先交渉権者決定日の翌日から設計施工請負契約（本契約）の締結日までの間に優先交渉権者の参加資格を欠いた場合、市は優先交渉権者の決定を取り消す。この場合において、市は優先交渉権者を取り消した参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3.4. その他参加資格に関する留意事項

(1) 暴力団の排除に関する事項

事業者は、次の以下に示す事項のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、設計施工請負契約書及び基本協定書等に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。なお、下請契約等の相手方に対しても、この趣旨について周知すること。また、優先交渉権者が次の i から v のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約をしない。

- i 役員等（事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められるとき。

- ii 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- iii 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- iv 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- vi 契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が i から v までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- vii 契約に関し、事業者が、i から v までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（vi に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

4. 公募手続きに関する事項

4.1. 選定方式

本事業では、事業期間を通じて、事業者に効率的・効果的且つ安定的なサービスの提供を求めるものであり、幅広い事業能力を総合的に評価することが必要となる。

事業者の選定に当たっては、募集要領に示す参加資格を有しており、且つ、提案内容が市の要求する要求水準を満足することを前提として、「公募型プロポーザル方式」により優先交渉権者を選定する。

4.2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、本事業に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「公募参加者」という。）が参加資格を満たしていることを確認する第一次審査と、公募参加者による本事業の提案内容を審査する第二次審査の二段階により実施する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、募集要領に示す参加資格要件を満たしていることの確認を目的とするものであり、市は、第一次審査に関する書類を提出した公募参加者を対象に参加資格の有無を確認する。

(2) 第二次審査

第一次審査の結果、参加資格があると認められた公募参加者から、募集要領等に基づく本事業に関する事業計画の提案内容を記載した第二次審査に関する書類（以下「第二次審査書類」という。）の提出を受け、提案内容を総合的に評価した上で、市は優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、第二次審査は、第二次審査書類及び提案内容に関するヒアリング及びプレゼンテーションを踏まえて審査するものとし、ヒアリング及びプレゼンテーションにおける提案内容の審査過程である音声、画像、動画データは一般公開しないことを予定している。

4.3. 公募スケジュール

市は、以下の手順により、事業者を選定する事を予定している。下記のスケジュールに変更が生じる場合、市はその内容を公表する。

表 6 公募スケジュール（予定）

日程	実施事項内容
令和7年2月5日	公募、募集要領等の公表
令和7年2月17日	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の受付期限
令和7年2月21日	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の回答
令和7年3月3日	参加表明書及び第一次審査書類の提出期限
令和7年3月13日	資格審査結果の通知
令和7年3月14日	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の受付期限
令和7年3月17日	参加資格がないと認めた理由説明の受付期限
令和7年3月21日	参加資格要件を満たさないと判断した理由の回答
令和7年3月24日	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の回答
令和7年5月26日	第二次審査書類の受付期限
令和7年6月中旬	第二次審査書類に関するヒアリングの実施及び審査、プレゼンテーションの実施
令和7年6月下旬	優先交渉権者等の決定
令和7年7月中旬	選定結果の公表
令和7年7月下旬	基本協定の締結
令和7年8月上旬	事業契約（指定管理基本協定を除く）の仮契約の締結
令和7年10月中旬	事業契約（指定管理基本協定を除く）の本契約締結（市議会による議決後）

4.4. 公募手続等

(1) 第一次審査に関する質問の受付及び回答

ア. 提出方法

第一次審査に関する質問は、「第一次審査に関する質問書」（様式 1-1）に記入の上、電子メールでのファイルの添付により提出し、件名に「第一次審査質問書」と表記すること。なお、メール送信後、速やかに電話でメールの着信を確認すること。また、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

イ. 質問の提出先

提出先は、「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」のメールアドレス宛とする。

ウ. 質問期間

令和7年2月5日（水）から令和7年2月17日（月）17時00分まで

エ. 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和7年2月21日（金）までに、市ホームページで公表する。

(2) 第一次審査書類の提出

公募参加者は、公募参加表明及び参加資格確認申請書を含む第一次審査書類を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または公募参加資格がないと認められた者は、この公募に参加することができない。

ア. 提出書類

「様式集及び記載要領」に示すとおりとする。

イ. 提出方法

持参により、提出すること。

ウ. 第一次審査書類の提出先

提出先は、「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」とする。

エ. 受付期間

令和7年2月5日(水)から令和7年3月3日(月) 17時00分まで

(3) 第一次審査結果の通知

市は、第一次審査に関する提出書類を提出した公募参加者を対象に、参加資格の有無を確認し、その結果を「公募参加表明及び参加資格確認申請書」(様式 2-2)に記載する担当者連絡先に、令和7年3月13日(木)までに書面により通知する。

なお、参加資格があると認められた公募参加者は、第二次審査書類を提出することができる。

また、参加資格がないと認められた公募参加者は、参加資格がないと認められた理由について、令和7年3月17日(月)までに、市に対して代表企業の代表者印のある書面(様式は自由)を提出することにより、説明を求めることができる。その場合、市は説明を求めた公募参加者の代表企業に対して、令和7年3月21日(金)までに、書面により回答する。

(4) 第二次審査に関する質問の受付及び回答

ア. 提出方法

第二次審査に関する質問は、「第二次審査に関する質問書」(様式 1-2)に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出し、件名に「第二次審査質問書」と表記すること。なお、メール送信後、速やかに電話でメールの着信を確認すること。また、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

イ. 質問の提出先

提出先は、「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」のメールアドレス宛とする。

ウ. 質問期間

令和7年2月5日(水)から令和7年3月14日(金) 17時00分まで

エ. 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものを除き、令和7年3月24日（月）までに市ホームページで公表する。

(5) 参加の辞退

公募参加者が参加を辞退する場合は、第二次審査書類の受付期限までに、持参により「公募参加辞退届」（様式1-3）を「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」に提出すること。

(6) 第二次審査書類の提出

公募参加者は、募集要領等に基づき、本事業に関する提案内容を記載した第二次審査書類を提出する。

ア. 提出書類

「様式集及び記載要領」に示すとおりとする。

イ. 提出方法

持参により、提出すること。

ウ. 提出先

提出先は、「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」とする。

エ. 提出期限

令和7年5月26日（月）12時00分までに持参するものとし、持参する時間をあらかじめ電話にて予約すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

市は、学識経験者等による「加古川市斎場整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、公募参加者の提案に対し、審査基準書に従い審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。審査を行うにあたり、選定委員会は、提案内容の確認を行うため、公募参加者によるプレゼンテーション及び第二次審査書類に記載された提案内容に対するヒアリングを実施する。

ア. 開催日

二次審査書類提出者に対して個別に通知する

イ. 場所

二次審査書類提出者に対して個別に通知する

ウ. 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングの実施時間や具体的な方法、実施にあたる公募参加者が留意すべき事項等は、「第二次審査書類提出届」（様式3-2）に記

載する担当者連絡先へ通知する。

(8) 資料の閲覧

本事業に関して、本市が現在保有する資料に限り閲覧することができる。閲覧を希望する者は、「5. 5. (4) 提出先・問合せ先」に連絡すること。

4. 5. 公募への参加に関する留意事項

(1) 公正な公募の確保

公募参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合は、本事業への参加資格を失うものとする。

- ア. 公募参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- イ. 公募参加者は、競争を制限する目的で他の公募参加者と提案価格及び提案内容等について、いかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ウ. 公募参加者は、選定事業者の決定前に、他の公募参加者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ. 公募参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員や次の関係者に面談を求めることや、自社の PR 資料を提出する等によって、自社を有利に、または他の公募参加者を不利にするように働きかけてはならない。

- ・ 国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号
- ・ はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4 メトロシティ築地新富町 601 号

(2) 公募参加に伴う費用負担

公募参加に伴う費用は、全て公募参加者の負担とする。

(3) 公募提案書類作成要領

公募提案書類を作成にするにあたっては、「様式集及び記載要領」に示すとおりとする。

(4) 公募のとりやめ等

公募参加者が連合または不穏な行動をなす等の場合において、公正に公募を執行することができないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該公募

参加者を公募に参加させず、または公募の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 参加の無効

次のいずれかに該当する参加は無効とする。なお、選定事業者の決定後、当該選定事業者が無効の参加を行っていたことが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消すものとする。

- ア. 著しく信義に反する行為をしたもの
- イ. 募集要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った参加
- ウ. 事業費の提案上限額を超えたもの
- エ. 選定委員と不正な接触を行ったもの
- オ. その他本公募に関する条件に違反した参加

(6) 提案価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計（消費税及び地方消費税を除く。）を提案価格とすること。サービス対価の算定方法等については、「2. 7. (3) 物品販売等による代金」を考慮し、算出すること。

4. 6. 提案上限額

本事業の提案上限額は、次のとおりとする。

提案上限額 : 3,028,112,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

提案上限額（税抜） : 2,752,829,091 円（消費税及び地方消費税 10%を含まない。）

※本事業全体に係る額を提案上限額以下とし、年度毎の額も合わせて提案すること。但し、令和7年度分は0円とすること。

5. 民間事業者の選定に関する事項

5.1. 選定委員会の設置及び審査

市は、選定委員会を設置し、選定委員会が定める審査基準書に基づいて提案書類等の審査を行い、優先交渉権者等を決定する。

5.2. 結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定の結果は、速やかに公募参加者の代表者に対して通知するとともに、市ホームページで公表する。

5.3. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

公募参加者からの提出書類は次のとおりとし、その様式は、「様式集及び記載要領」に示すとおりとする。

- ・ 第一次審査に関する提出書類
- ・ 第二次審査に関する提出書類

(2) 提出書類の取扱

ア. 著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権は、公募参加者に帰属する。ただしその使用に関して、本事業に関する公表その他本事業に関して市が必要と認める場合、市は公募参加者の同意を得た後、著作物の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ. その他の知的財産権等

知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）に定める知的財産権として保護される権利の対象である事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等が提出書類に含まれる場合、この使用により生じる責任及び負担は、原則として公募参加者が負う。

ウ. 提出書類の変更の禁止

公募参加者は、提出書類の提出後に、当該書類の変更を行うことはできない。

エ. 提出書類の返却

公募参加者の提出書類は返却しない。

オ. 情報公開

全提案者名、全提案者の順位、評価点数並びに企画提案書の内容（個人情報や業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）は公表する。

また、選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

5.4. 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要領等及び第二次審査書類等に基づき、基本協定を締結する。

(2) 設計施工請負契約の仮契約の締結

市は、基本協定に基づき、優先交渉権者と事業実施の詳細な条件を協議、調整し、設計施工請負契約の仮契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が調わない場合、市は次点者と協議を行う。

(3) 事業契約に係る議会の議決

仮契約締結後、当該事業契約に関する加古川市議会定例会の議決を経た場合に、本契約を締結する。

(4) 事業契約を締結しない場合

優先交渉権者を構成する企業が、優先交渉権者の決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しないものとする。この場合において、市は、優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 契約保証金

選定事業者は、加古川市財務規則（昭和44年5月31日規則第13号）第99条に従い、設計施工請負契約締結時に契約金額の100分の10以上に相当する保証金を市に納付すること。ただし、選定事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

(6) 契約に伴う費用負担

選定事業者の弁護士費用、印紙代等、契約に要する費用は、優先交渉権者もしくは選定事業者の負担とする。

(7) 指定管理における協定の締結

市は、基本協定に基づき、加古川市議会定例会の議決を経た場合に、事業者を指定管理者として指定し、指定管理基本協定を締結する。

5.5. その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の措置については、事業契約書（案）を参照すること。

(2) 現場確認

本斎場の敷地状況を確認するために、敷地内に立ち入ることを希望する場合は、立ち入りを予定する日の7日前までに、(4)に示す問合せ先に連絡すること。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページで公表する。

加古川市斎場整備運営事業について：

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbu/kakogawashisaijo/45240.html>

(4) 提出先・問合せ先

加古川市 市民協働部 市民課 総合窓口係（加古川市役所新館1階）

住所 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電話番号 079-427-9183

FAX 番号 079-425-6203

メールアドレス shimin@city.kakogawa.lg.jp

担当 藤原・池田

(5) その他

本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。